

# 育児・介護休業等に関する規則

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 本規則は、株式会社スタッフクリエイト（以下「会社」という。）に勤務する社員（正社員、パート社員、契約社員、派遣社員、以下「社員」という。）の社員就業規則第30条、第37条、契約社員就業規則第23条、第28条、派遣スタッフ就業規則第28条、第34条及びパート社員就業規則第23条、第28条に基づき、社員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

## 第2章 育児休業制度

### (育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する社員（日雇社員を除く。）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。但し、期間の定めのある社員にあつては、次項に定める者に限り、育児休業をすることができる。

2. 育児休業ができる期間の定めのある社員は、申し出時点において次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入社1年以上であること
- (2) 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
- (3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

3. 前第1項にかかわらず、労使協定により次の社員は育児休業の対象者から除外する。

- (1) 入社1年未満の社員
- (2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな社員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

4. 配偶者が社員と同じ日から又は社員より先に育児休業をしている場合、社員は子が1歳2ヶ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

5. 育児休業中の社員又は配偶者が、次の事情がある場合に限り、子の1歳の誕生日から1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

- (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- (2) 社員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

### (育児休業の申出の手続き等)

第3条 育児休業をすることを希望する者は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の1ヵ月前（第2条第5項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。なお、

育児休業中の期間の定めのある社員が雇用契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2. 申出は、特別の事情がない限り、一子につき1回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。但し、第2条第1項に基づく休業をした者が、同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は前項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。なお、産後休業をしていない社員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。
3. 会社は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
4. 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者(以下「申出者」という。)に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
5. 申出の日以後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に会社に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

#### (育児休業の申出の撤回等)

第4条 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業撤回届を会社に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2. 育児休業撤回届が提出されたときは、会社は速やかに、当該育児休業撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
3. 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。但し、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5項に基づく休業の申出をすることができる。
4. 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会社にその旨を通知しなければならない。

#### (育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで(第2条第4項及び第5項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで)を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2. 前項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
3. 社員は、育児休業期間変更申出書により会社に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、又、育児休業を終了しようとする日(以下「育児休業終了予定日」という。)の1ヵ月前(第2条第5項に基づく休業をしている場合は、2週間前)までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第5項に基づく休業の場合に

- は、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6ヵ月に達するまでの期間内で、1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
4. 社員が育児休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、育児休業期間変更申出書により会社に申し出るものとし、会社がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた育児休業終了予定日の1週間前までに、本人に通知する。
5. 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに、当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
6. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等  
子が1歳に達した日（第2条第4項に基づく休業の場合を除く。第2条第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6ヵ月に達した日）
  - (3) 申出者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合  
産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日
  - (4) 第2条第4項に基づく休業において、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合  
当該1年に達した日
7. 前項(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会社にその旨を通知しなければならない。

### 第3章 介護休業制度

#### (介護休業の対象者)

- 第6条 要介護状態にある家族を介護する社員（日雇社員を除く。）は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。但し、期間の定めのある社員にあつては、次項に定める者に限り、介護休業をすることができる。
2. 介護休業ができる期間の定めのある社員は、申出時点において、次のいずれにも該当する者とする。
- (1) 入社1年以上であること
  - (2) 介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて雇用関係が継続することが見込まれること
  - (3) 93日経過日から1年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
3. 前項の定めに関わらず、労使協定により次の社員は介護休業の対象者から除外する。
- (1) 入社1年未満の社員
  - (2) 介護休業申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな社員

- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
4. この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
  - (1) 配偶者 (2) 父母 (3) 子 (4) 配偶者の父母
  - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて社員と同居し、かつ、扶養している者
  - (6) 上記以外の家族で会社が認めた者

#### (介護休業の申出の手続き等)

- 第7条 介護休業をすることを希望する社員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期間の定めのある社員が雇用契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。
2. 申出は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき1要介護状態ごとに1回とする。但し、前項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りではない。
  3. 会社は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
  4. 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下「申出者」という。)に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

#### (介護休業の申出の撤回等)

- 第8条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業撤回届を会社に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。
2. 介護休業撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
  3. 介護休業の申出を撤回した者について、同一対象家族の同一要介護状態に係る再度の申出は原則として1回とし、特段の事情がある場合について会社がこれを適当と認めた場合には、1回を超えて申し出ることができるものとする。
  4. 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会社にその旨を通知しなければならない。

#### (介護休業の期間等)

- 第9条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲(介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日までをいう。)内で介護休業申出書に記載された期間とする。但し、同一家族について、異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第16
- 条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間までを原則とする。
2. 前項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日

の指定を行うことができる。

3. 社員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに会社に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日（異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第16条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合には、93日からその日数を控除した日数）の範囲を超えないことを原則とする。
4. 社員が介護休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申出書により変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに会社に申し出るものとし、会社がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知する。
5. 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
6. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
  - (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合  
産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
7. 前項(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会社にその旨を通知しなければならない。

## 第4章 子の看護休暇

### (子の看護休暇)

第10条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員（日雇社員を除く。）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は、1年間につき5日間、2人以上の場合は、1年間につき10日間を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間とする。但し、労使協定により除外された次の社員はこの限りではない。

- (1) 入社6ヵ月未満の社員
  - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
2. 前項の看護休暇を取得しようとする者は、原則として事前に会社に申し出るものとする。
  3. 給与については無給とし、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

## 第5章 介護休暇

### (介護休暇)

第11条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする社員（日雇社員を除く。）は、就業規則第33条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は、1年間につき5日間、

2人以上の場合は、1年間につき10日間を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間とする。但し、労使協定により除外された次の社員はこの限りではない。

- (1) 入社6ヵ月未満の社員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

2. 介護休暇は、半日単位で取得することができる。
3. 前項の介護休暇を取得しようとする者は、原則として、事前に会社に申し出るものとする。
4. 給与については無給とし、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

## 第6章 所定外労働の免除

### (育児のための所定外労働の免除)

第12条 3歳に満たない子を養育する社員(日雇社員を除く)が当該子を養育するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。但し、労使協定により除外された次の社員はこの限りではない。

- (1) 入社6ヵ月未満の社員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員

2. 申出をしようとする者は、1回につき、1カ月以上1年以内の期間(以下この条において「免除期間」という。)について、免除を開始しようとする日(以下この条において「免除開始予定日」という。)及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除開始予定日の1カ月前までに、育児のための所定外労働免除申出書(社内様式7)を会社に提出するものとする。この場合において、免除期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3. 会社は、所定外労働免除申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働免除申出書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に会社に所定外労働免除対象児出生届(社内様式3)を提出しなければならない。

5. 免除開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会社にその旨を通知しなければならない。

6. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
- (2) 免除に係る子が3歳に達した場合  
当該3歳に達した日
- (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日

7. 前項(1)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、会社にその旨を通知しなければならない。

## 第7章 時間外労働の制限

### (育児・介護のための時間外労働の制限)

- 第13条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヵ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
2. 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する社員は育児・介護のための時間外労働の制限を請求することができない。
- (1) 日雇社員
  - (2) 入社1年未満の社員
  - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
3. 請求しようとする者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヵ月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を会社に提出しなければならない。この場合において、制限期間は、前条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。
4. 会社は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
5. 請求の日以後に請求に係る子が出生し、時間外労働制限請求書を提出した者(以下「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会社に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
6. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会社にその旨を通知しなければならない。
7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
  - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合  
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
  - (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合  
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
8. 前項(1)の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会社にその旨を通知しなければならない。

## 第8章 深夜業の制限

### (育児・介護のための深夜業の制限)

第14条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する社員は深夜業の制限を請求することができない。

- (1) 日雇社員
- (2) 入社1年未満の社員
- (3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する社員
  - ① 深夜において就業していない者(1ヵ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること。
  - ② 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。
  - ③ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること。
- (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の社員
- (5) 所定労働時間の全部が深夜にある社員

3. 請求しようとする者は、1回につき、1ヵ月以上6ヵ月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヵ月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を会社に提出しなければならない。

4. 会社は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求められることがある。

5. 請求の日以後に請求に係る子が出生し、深夜業制限請求書を提出した者(以下「この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会社に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。

6. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会社にその旨を通知しなければならない。

7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
- (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合  
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

- (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合  
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
8. 前項(1)の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会社にその旨を通知しなければならない。
9. 制限期間中の給与については、別途定める賃金規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給を支給する。
10. 深夜業の制限を受ける社員に対して、会社は必要に応じ昼間勤務へ転換させることがある。

## 第9章 勤務時間の短縮等の措置

### (育児短時間勤務)

- 第15条 社員で3歳未満の子と同居し、養育する者は、会社に申し出ることにより、所定労働時間について、1日2時間以内の範囲で免除する。(1歳に満たない子を育てる女性社員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。)
2. 前項にかかわらず、日雇社員は、育児短時間勤務をすることができない。
3. 申出をしようとする者は、1回につき、1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1ヵ月前までに、育児短時間勤務申出書により会社に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項及び第4条第3項を除く。)を準用する。
4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める賃金規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給を支給する。

### (介護短時間勤務)

- 第16条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、対象家族1人当たり通算93日間の範囲内を原則として、所定勤務時間について、以下のように変更することができる。
- (1) 1日の所定勤務時間を2時間以内の範囲で免除する。
- (2) 1週間の勤務日数を2日以内の範囲で免除する。
- 但し、同一家族について既に介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間までを原則とする。
2. 前項にかかわらず、日雇社員は、介護短時間勤務をすることができない。
3. 申出をしようとする者は、1回につき、93日(介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、93日からその日数を控除した日数)以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により会社に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、介護短時間

勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。

4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める賃金規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給を支給する。

## 第10章 その他の事項

### (給与等の取扱い)

第17条 育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

2. 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
3. 昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとする。
4. 退職金支給における勤続年数の取り扱いについては以下のとおりとする。
  - (1) 介護休業期間中は勤続年数に算入する。
  - (2) 育児休業期間中の勤続年数の取り扱いは以下のとおりとする。
    - ① 産前休暇取得前に6ヵ月以上勤務がある場合  
育児休業に係る子が1歳に達する日までの間は勤続年数に算入する。
    - ② 産前休暇取得前に6ヵ月以上勤務がない場合  
育児休業の期間は勤続期間に算入しない。

### (介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第18条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、その月末までに社員に請求するものとし、社員は会社が指定する日までに支払うものとする。

### (復職後の勤務)

第19条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

2. 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1ヵ月前又は介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

### (年次有給休暇)

第20条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、法定の育児・介護休業をした日は、出勤したものとみなす。

### (法令との関係)

第21条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

### (附 則)

1. 本規則制定前の育児休業規定及び介護休業規定を廃止し、平成23年9月1日より本規則を施行する。